#### 県立学校, 市町村立学校, 教育委員会事務局

#### 令和7年度 コンプライアンス推進員会議 Vol 2

コンプライアンス推進員研修

# コンプライアンス推進のために





徳島県教育委員会 教育政策課コンプライアンス推進室



# 本研修の目的及び要点

# 目的

- ・コンプライアンス推進に関わる知識の共有
- ・令和7年度コンプライアンス推進計画 ~推進テーマの具現化~

# そもそもコンプライアンスとは?

- 法令遵守・・・法令や規則を守ること
  - ●法律・・・地方公務員法、道路交通法等
  - ●条例・・・徳島県青少年健全育成条例 徳島県迷惑行為防止条例 等
- ※刑事上の責任、民事上の責任、身分上の責任

### 道徳観・倫理観

- ・社会生活を営む一人一人が守るべき社会的規範
- ・ルールやマナー

#### 全国の教育職員の懲戒処分件数 (公立学校教職員の人事行政状況調査について 文部科学省)

令和5年度	交通違反・ 交通事故	体罰	不適切な指 導	性犯罪・ 性暴力等	左記以外の 理由	合 計
懲戒処分者 数	192 20.8%	74 8.0%	50 5.4%	289 (157) 31.4%	316 34.3%	921
訓告を 含めた総数	2,302 47.7%	343 7.1%	509 10.5%	320 (157) 6.6%	1,355 28.1%	4,829

令和4年度	交通違反· 交通事故	体罰	不適切な指 導	性犯罪・ 性暴力等	左記以外の 理由	合 計
懲戒処分者 数	162 21.7%	91 12.2%	42 5.6%	219 (119) 29.4%	231 31.1%	745
訓告を 含めた総数	2,327 50.9%	397 8.7%	418 9.1%	242 (119) 5.3%	1,188 26.0%	4,572

### 児童生徒への性暴力等の根絶

### ■ 全国の不祥事事例

- ○SNSで知り合った少女に、わいせつな画像を送らせた上、現金を渡して淫らな行為をしたとして、児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で、高校教諭を逮捕
- 勤務先の学校で女子生徒のスカート内を盗撮しようとしたとして、県迷惑行為防止条例違反の疑いで、中学校教諭を逮捕

わいせつ行為等の標準的な処分量定

(教職員の懲戒処分の指針 徳島県教育委員会)

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	$\circ$			
児童生徒にセクシャル・ハラスメントを行った教職 員	0	0	$\circ$	

# チェックシートを活用しよう

#### (徳島県教育委員会コンプライアンス推進チーム会議報告書より)

添付資料4-1

#### チェックシート

①「自身の目」で、セルフチェックをしましょう。

		<u> </u>				
	カテゴリー	アンケート項目		①自身の目		
1	法令等の知識理解	児童生徒への個別指導は、複数の教職員で対応している。	1	2	3	4
2	法令等の知識理解	個別指導をするときは、事前に管理職等に伝え、密室にならないようドアを開けておくなどの対応を している。	1	2	3	4
3	法令等の知識理解	児童生徒の性別年齢に関係なく、身体接触については特に注意している。	1	2	3	4
4	法令等の知識理解	児童生徒等に対する性暴力等(わいせつ行為等を含む)は法令違反であることを理解している。	1	2	3	4
5	認知の歪み	性的な冗談であっても、職場の雰囲気が和むようなものであれば言っても構わない。	1	2	3	4
6	認知の歪み	性的な話題や言動は、相手への親近感の表現でもある。	1	2	3	4
7	認知の歪み	軽微な性的話題や身体接触するぐらいであれば、世間一般では問題ない。	1	2	3	4
8	習慣性	冗談のつもりで、児童生徒に性的な発言をすることがある。	1	2	3	4
9	習慣性	特定の児童生徒から手紙やメール・LINEなどをもらい、意識するようになったことがある。	1	2	3	4
10	習慣性	児童生徒と私的なメール・LINEなどでやりとりすることがある。	1	2	3	4

# チェックシートを活用しよう

(徳島県教育委員会コンプライアンス推進チーム会議報告書より)

#### ◆認知のゆがみ (思考の誤り)

- ○卑猥な冗談であっても、職場の雰囲気が和むようなものであれば 言っても構わない。
- ○性的な言動は、相手への親近感の表現である。
  - ⇒リスク要因あり

#### ◆習慣性

○特定の生徒から手紙やメール・LINEなどをもらい意識するよう になったことがある(意識)

#### ⇒リスク要因あり

- ○児童生徒等に対する性暴力等(わいせつ行為等を含む)、映像 等に興味がある(情緒)
  - ⇒リスク要因あり
- ○児童生徒と私的なメール・LINEなどでやりとりすることがある。 (行動)
  - ⇒要注意 ※すぐに相談

# 徳島県教職員のソーシャルメディアの私的利用について【改訂版】

#### 徳島県教職員のソーシャルメディアの私的利用について【改訂版】

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

#### ソーシャルメディアの利用にはご注意を

私たちの生活において重要な情報手段となっているソーシャルメディアは、一度 発信した情報を、完全に削除又は訂正することが困難であり、不正確な情報の発信 や不用意な発言によって、意図しない問題を引き起こしたり、トラブルに巻き込ま れたりすることがあります。

このため、徳島県教職員が、ソーシャルメディアの私的利用においても、適切に扱い、その有用性を十分に活用できるよう、「留意点」及び「チェックリスト」を 作成しましたので御活用ください。

#### ソーシャルメディアとは

ライン (LINE) やツイッター、インスタグラム、フェイスブックなど、インターネットを利用して誰でも手軽に情報の発信や相互の



#### ソーシャルメディアの利用における留意点

- 1 教職員として特に気をつけること
- (1) 私的利用においても、徳島県の教職員であることを自覚し、責任を持つこと。 (個人的な発言でも、徳島県の教職員の見解ととられる可能性がある。)
- (2) 児童生徒とSNS等を用いての私的なやりとりを行ってはならないこと。
- (3) 児童生徒や保護者から知り得た守秘義務のある情報や職務上知り得た秘密を発信しないこと。
- 2 一般的なソーシャルメディアの利用において気をつけること
- (1) 法令や条例、モラル、マナー等の遵守及びサービス提供側が定めた決まりを守ること。
- (2) インターネットでは、一度発信すると完全に削除することが難しいことに留意すること。
- (3) 自己の発言が、自己や他者の将来に重大な影響を及ぼしかねないことに留意すること。
- (4) 一人一人の個性や多様性を尊重し、互いに認め合うコミュニケーションに努めること。
- ※ 匿名であっても、次の内容は絶対に発信してはいけない。
  - 誹謗中傷や差別発言
  - ・他者の著作権や肖像権、プライバシーを侵害する情報
  - ・虚偽の情報や事実かどうかわからない情報への同調や拡散



-1-

# 不適切な指導・体罰の根絶

- 体罰は子どもの心と身体を傷つけるものであり、法律で禁止されている。
- 体罰による指導では正常な倫理観を養うことはできない。 むしろ児童生徒に、力による解決への志向を助長させ、 いじめや暴力行為などの土壌を生じさせることになる。
- 心を傷つける「言葉の暴力」も、指導の場から根絶させなければなりません。

体罰等の標準的な処分量定(教職員の懲戒処分の指針 徳島県教育委員会)

	免職	停職	減給	戒告
(1)体罰により児童生徒を死亡させ,又は児童生徒に重大な 後遺症が残る傷害を負わせた教職員	0	0		
(2) 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
(3) 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			$\circ$	$\circ$
(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わ せた場合	体罰の量定に準じて 取り扱う			τ

### 体罰の態様

(令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査について 文部科学省)

区分	合計 ※単位(件)
素手で殴る・叩く	157 (45.8%)
棒などで殴る・叩く	16 (4.7%)
蹴る・踏みつける	27 (7.9%)
投げる・突き飛ばす・転倒させる	36 (10.5%)
つねる・ひっかく	12 (3.5%)
物をぶつける・投げつける	12 (3.5%)
教室等に長時間留め置く	0 (0.0%)
正座など一定の姿勢を長時間保持させる	8 (2.3%)
その他	75 (21.9%)

## 体罰が発生する要因

- (1)体罰に対する認識不足
- (2)分かりやすい言葉で伝える力の不足
- (3) 教職員間の不十分な協力体制
- (4) 体で覚えさせることが効果的と考える独善的な指導
- (5) 期待に反する児童生徒に直面した際の感情抑制力の 欠如
- (6) 信頼関係があるとの一方的な思い込み
- (7) 部活動における保護者の過度の期待
- (8) 自己の経験や過去の体験から体罰を肯定的に受け止める意識
- (9) 挑発する生徒への対応は体罰しか抑止力がないという認識

# 生徒指導提要(令和4年12月)

生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等をまとめた生徒指導に関する基本書

「体罰」に関する項目に、新たに「<u>不適切な指導</u>」という言葉を加え、具体的な例を提示

# 不適切な指導とは

児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、 又は否定する言動を伴う指導

### 不適切な言動・指導等の態様

(令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査について 文部科学省)

区分	合計 ※単位(件)
威圧的・感情的な言動での指導	278 (54.6%)
事実確認が不十分なまま思い込みでの 指導	18 (3.5%)
組織的な対応を全く考慮しない独断での 指導	9 (1.8%)
児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導	121 (23.8%)
児童生徒が著しく不安感、圧迫感を感じる場所での 指導	13 (2.6%)
他の児童生徒に連帯責任を負わせる等の本人に必要 以上の負担感や罪悪感を与える指導	1 (0.2%)
その他	69 (13.6%)

## 職場のハラスメント行為の根絶

- モラルハラスメント人格や尊厳を傷つける嫌がらせ全般
- ●セクシュアルハラスメント性的言動によって不利益を受けたり、労働環境などが害されるハラスメント
- ▼マタニティハラスメント妊娠・出産・育児に関する言動
- ジェンダーハラスメント性別によって社会的役割が異なるという固定 観念に基づいた嫌がらせや差別

# パワーハラスメントとは

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、教職員に精神的・身体的苦痛を与えること、又は教職員の勤務環境が害されること。

# 職場のパワーハラスメントの6類型

- 1) 身体的な攻撃(暴行・傷害)
- 2)精神的な攻撃(脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言)
- 3) **人間関係からの切り離し**(隔離・仲間外し・無視)
- 4) **過大な要求**(業務上明らかに不要なことや遂行不可能な ことの強制、仕事の妨害)
- 5) **過小な要求**(業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
- 6)個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

# 判断基準

業務上の指導・注意とパワーハラスメントを判断する 基準は、それが業務上必要な指導の範囲であることが、客観的に見て認められるかどうかが重要です。

業務上必要な指示や注意・指導 を 不満に感じたりする 場合でも、 これらが 業務上の適正な範囲で 行われてい る場合には、パワーハラスメントには当たりません。

上司は自らの職位・職能に応じて権限を発揮し、 職務 上の指揮監督や教育指導を行い上司としての役割を遂行 することが求められます。

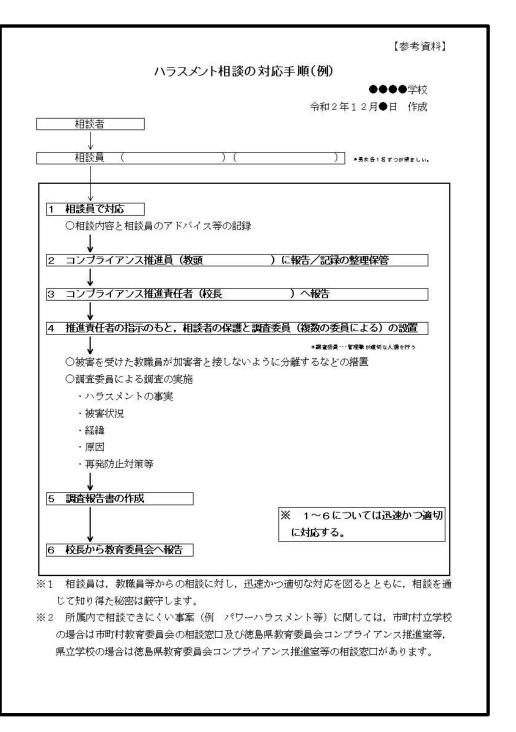
叱責に係る表現内容、表現方法・態様、時間、回数・頻度、さらには対象者の健康状態への配慮等、総合的な考慮が必要です。

※出典厚生労働省ホームページ参考

# 組織として相談体制の充実

#### 各校2名のハラスメント相談 員の設置

ハラスメント相談の対応手順全教職員が 知っている使える



# 交通事故・違反の現状について

県内教職員の交通事故・違反発生件数

R 6

R 5 2 3 2 件 過去 9 年間,

R4 24816件 **毎年200件**を

超える

### 「交通三悪」の根絶

- ・飲酒運転(酒気帯び・酒酔い)
- ・スピード違反
- ・無免許運転
- ※道徳的にも極めて悪質な違反であり、重大な事故の原因と なるもの

## 研修資料の活用について

- ・<u>コンプライアンス研修のページ(総合教育センターHP内)</u> の活用
- ・研修資料「教職員の交通事故・違反の根絶のために」の活用

#### 教職員が加害者(双方を含む)となった事故の事例

- ◆前方の車両が信号で停止したのに気づくのが遅れ、ブレーキを踏んだが、間に合わなかった。
- ◆助手席から落下した荷物を拾い上げようとして前方不注意 となり、信号で停止していた車に追突した。
- ◆後方から来たバイクに気づかず車線変更をしようとして、 バイクが転倒した。

(研修資料「教職員の交通事故・違反の根絶のために」徳島県教育委員会教職員課より)

### 11月1日より罰則の対象となった自転車の違反

- ・自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合 (6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金)
- ・自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こ すなど交通の危険を生じさせた場合 (1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- ・自転車の酒気帯び運転 (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- ・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり自転車を提供したりすること(酒気帯び運転のほう助)も禁止
- ・傘差し運転、イヤホンやヘッドフォンの使用、2人乗り、並進運転も禁止

1 学校の授業における複製またはインターネット送信(翻訳、編曲なども可)【著作権法第35条】 ①

著作権法第35条の「利用要件」について、下記の[1] から[4] で確認しましょう

(パンフレット5・6ページを要約)

#### 著作権法第35条「利用要件」の確認

- 1 非営利目的で設置された教育機関である
- 2 「授業」での利用である
- ③ 利用者は「教育を担任する者」や「授業を受ける者」である
- 4 必要と認められる限度の利用である



1つでも「いいえ」がある場合は、

著作権者へ了解(許諾)を得る必要があります

#### 重要

上記の①から②全てに該当する場合であって

も、

著作権者の利益を不当に害する利用の場合は、

著作権者へ了解(許諾)を得る必要があります

NG(例)

教員や児童生徒が 購入等することが 想定された著作物 を利用する場合



問題集、ドリル、教育ソフト、 部活動で使われる楽譜、脚本など

#### 左記の①から4全てに該当する場合



#### 適用例(自由に利用できる例)

新聞の記事や写真をコピーした 授業用のプレゼン資料を作成し、 クラスに配布する。



教員が授業の動画を収録し、 クラスの児童生徒のみがアクセスして 視聴できる方式で配信する。

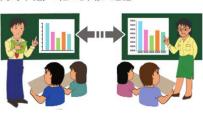


(パンフレット3ページより)

授業に必要な教科書や新聞記事などの文章・ 図を資料にまとめ、児童生徒のみ利用できる クラウド・サーバにアップロードする。



インターネットでつないだ遠隔合同授業 (同時中継)で他の会場に送信



#### 県立学校, 市町村立学校, 教育委員会事務局

#### 令和7年度 コンプライアンス推進員会議 Vol 2

コンプライアンス推進員研修

# コンプライアンス推進のために





徳島県教育委員会 教育政策課コンプライアンス推進室

